

盛岡市農民研修センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市農民研修センター条例 平成17年12月26日条例第84号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市農民研修センター条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市農民研修センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市農民研修センター条例第5条第1項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 1385 1066 1428"> <tr> <td>区分</td> <td>午前9時</td> <td>正午から</td> <td>午後5時</td> <td>午前9時</td> <td>正午から</td> <td>午前9時</td> </tr> </table>	区分	午前9時	正午から	午後5時	午前9時	正午から	午前9時	<p>○盛岡市農民研修センター条例 平成17年12月26日条例第84号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市農民研修センター条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1385 2065 1428"> <tr> <td>区分</td> <td>午前9時</td> <td>正午から</td> <td>午後5時</td> <td>午前9時</td> <td>正午から</td> <td>午前9時</td> </tr> </table>	区分	午前9時	正午から	午後5時	午前9時	正午から	午前9時
区分	午前9時	正午から	午後5時	午前9時	正午から	午前9時									
区分	午前9時	正午から	午後5時	午前9時	正午から	午前9時									

改正後							改正前						
	から正午 まで	午後5時 まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	午後9時 まで	から午後 9時まで		から正午 まで	午後5時 まで	から午後 9時まで	から午後 5時まで	午後9時 まで	から午後 9時まで
研修室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円		420円	420円	520円	840円	940円	1,360円
調理実習 室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円		420円	420円	520円	840円	940円	1,360円
大ホール	730円	730円	1,050円	1,460円	1,780円	2,510円		730円	730円	1,050円	1,460円	1,780円	2,510円
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合 の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。							備考 暖房を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、第1研修室及 び調理実習室にあつては100円、大ホールにあつては420円を暖房料と して徴収する。						